オリエンテーション――ヘレニズムとヘブライズム
１．存在論と聖書
２．創造――フィロン、アウグスティヌス
３．契約――社会契約説
４．知恵――カント　5/7
５．堕罪・悪――リクール　5/14
６．歴史――ヘーゲル　5/21
７．神の国と終末――アウグスティヌス、ヨアキム　5/28
８．愛――パスカル　6/4
９．自己――キルケゴール　6/11
１０．死――ハイデッガー　6/25
１１．永遠――波多野精一　7/2
１２～１４．受講者の研究発表　7/9, 16, 23

＜前回＞創造――フィロン、アウグスティヌス

・ヘレニズムとヘブライズム、存在論と聖書の最初の本格的な接点としてのヘレニズム・ユダヤ教、そのキリスト教への影響
・宇宙論的問題の地平における相互関係→対話と論争の可能性（自然神学）
・ユダヤ教とキリスト教との関係：ユダヤ教はキリスト教の母体である。

（１）アレクサンドリアのフィロン（BC.25-AD.45/50）

１．二段階創造論：『世界の創造』（教文館）

「およそ存在しているものは、「能動的原因」と「受動的なもの」とからなる」「「能動的なもの」とは全世界を統べる「知性」（ヌース）」、「「受動的なもの」とは、それ自体としては生命（魂）を持たず、また自ら動くことはできないもの」（12）

第一創造物語→可知的人間（人間のイデア）／第二創造物語→可感的人間（土の塵）
↓　　神の像
キリスト教におけるプラトニズムの受容、聖書のアレゴリカルな解釈の影響。

２．フィロンのロゴス論

「フィロンのロゴス論の真の意図は、伝統的なヘブライ的神観から、神と世界、啓示と理性、信仰と哲学との二つの異質的原理が、なんらの第三者的中間者を媒介し、あるいはまた直接的に連続することなく、それぞれ絶対的断絶性を保持しつつ、しかも相互に関係しうる原理を確立することであったとみるべきであろう」（平石、285）、「フィロンがプラトンから学んだ「範型―模写」の図式は、世界創造における創造者と被造物との根源的な象徴的関係性を示す基本的図式として、新たな意味が付与されるに至ったのである」（288）。

（２）アウグスティヌス(354-430)

３．『創世記逐語註解』（『アウグスティヌス著作集16』教文館）
訳者（片柳栄一）解説

「アウグスティヌスは創造の二つの段階ともいうべきものを考えており、第一のものを、「初めに、神は・・・・」が示し、第二のものを「光あれと神は言われた」という言葉が示しているとする。・・・原初にあるものによって、神に由来するが、なお不完全な被造物の始めが暗示され、御言葉であるものによって、創造者へと呼び出された被造物の完全性が暗示されている。・・・御父に常に変わらずよりすがり結合して御父とまったく同一である形相を、おのおのの類に応じて倣うことによって、被造物は完全に形成されるのである。」（366）

４．『告白』（山田晶責任編集『アウグスティヌス』中央公論社）第11巻、12巻

３．　契約―――社会契約説

（1）聖書の根本思想としての「契約」とその射程

１．「神－人間（共同体・民族→個人）」の関係＝契約関係、人格関係における神（人格神）

・契約から創造へ：契約をめぐる思想は、旧約聖書の思想的核心を構成するものであり、創造論も契約思想に基づくものとして解釈することができる（フォン・ラート）。

　旧約聖書の記述の順序で言えば、創造から契約へと物語は展開しているが、思想形成の順序では、契約から創造への展開を指摘することができる（聖書学の成果）。

２．契約の構造：「約束－信頼」　→　責任性・違反への罰則・人格的な関係

　アブラハムと神（主＝ヤハウェ）との契約（アブラハム契約）は、旧約聖書の契約思想の原型と言えるものであるが、それは次のような構造になっている。

約束：子孫の数の増加と土地の取得

⟶

神　　アブラハム（民族の父→古代イスラエル民族）

⟵

信頼

３．古代イスラエル宗教は典型的な民族宗教である。

　神は民族の反映を約束し、民　族はこの神への信頼において統一される。神と人間との契約関係は、人間相互の関係の基本型であって、契約は古代イスラエルの基盤をなす。

４．十戒（出エジプト 20.1-17）→「契約の書」（20-23）

　宗教法（神と人間）から一般法（人間相互）へ

　　偶像の禁止・祭壇建設の規定：20.23-26

　　奴隷法：21.1-11　　死刑法：21.12-17

　　傷害法：21.18-36　　財産法：22.1-17

　　社会法：22.21-27　　訴訟法：23.1-9

　　安息年・日、三度の祭りの規定（23.10-19）

５．旧約聖書における契約の意義＝共同体の形成原理

＜創世記１５章＞

1 これらのことの後で、主の言葉が幻の中でアブラムに臨んだ。「恐れるな、アブラムよ。わたしはあなたの盾である。あなたの受ける報いは非常に大きいであろう。」

5　主は彼を外に連れ出して言われた。「天を仰いで、星を数えることができるなら、数えてみるがよい。」そして言われた。「あなたの子孫はこのようになる。」

6 アブラムは主を信じた。主はそれを彼の義と認められた。

17　日が沈み、暗闇に覆われたころ、突然、煙を吐く炉と燃える松明が二つに裂かれた動物の間を通り過ぎた。

18 その日、主はアブラムと契約を結んで言われた。「あなたの子孫にこの土地を与える。エジプトの川から大河ユーフラテスに至るまで、

＜参考文献＞

１．M.ノート　『イスラエル史』日本基督教団出版局。

２．船水衛司「契約」『聖書学講座　第二巻』日本基督教団出版局、27～66頁。

３．Ｇ・フォン・ラート　『旧約聖書神学Ⅰ・Ⅱ』日本基督教団出版局。

４．芦名定道　『宗教学のエッセンス』北樹出版。

（２）社会契約説の系譜

６．アリストテレスの正義論（徳論的正義論）『ニコマコス倫理学』第5巻

全般的正義／特殊的正義

配分的正義／矯正的正義／交換的正義

「名誉や財貨など国家の成員において分けられるもの」の配分、当事者間に「価値に応じて」成立する比と配分された事物の間に成立する比は同一である場合、正しい配分が行われたことになる。過多と過少の間の中庸。

７．自然法、自然権（とくに所有権）　cf. 教会法

近代哲学における伝統的な正義論の根拠付けへの批判

８．ホッブス（『リヴァイアサン』）、ロック（『統治論』）、ルソー（『人間不平等起源論』）

・自然状態という仮説：自己中心的欲求という人間本性→各人対各人の全面的な戦争状態

平和のための権利（自然権）の放棄としての契約（contract）、事態にとっての平等な条件での自由の制限＝主権者への譲渡　→　責務あるいは義務

・自然権、所有権（ロック）、分権論（権力間の相互的制限）

・平等な自然状態→各人の全面譲渡による共同体形成（社会契約）、一つの精神的で集合的な共同体の成立、一般意志と公共の利益（＝共同体の保存）

９．功利主義と規範主義（カント主義、義務論的正義論）

論理と定義の真理だけに基づいて実質的な正義論を展開することは不可能、道徳の諸概念やアプリオリなものの分析は、正義論の基礎としては弱い。

正義概念の合理的な導出に加えて、現実の状況（経験）において、その原理を受け入れるべきことを示さねばならない。この意味での根拠付けが問われることになる。

社会契約説	功利主義
正義の至上性についての確信は健全	この確信はせいぜい社会的に有用なだけ
正しさの構想が善の構想に優先	
正義の原理は原初的な合意の対象	一人一人の選択原理を社会まで拡張
目的論的ではない	目的論的な理論
正義の諸原理によって規制された互恵的な利益のための協同作業が社会	満足を最大化するために社会的資源を効率的に管理する営みが社会

社会に帰属するすべての諸個人の満足を集計した純残高が最大になるよう、主要な社会制度が編成されている場合に、当該社会は正義にかなっている

正しさや正義から独立に望ましさや善を規定し、その善の最大化を目標とする目的論的な理論、最大化された満足の総和が各人にどのように配分されるのが正しいかは問題にならない、満足の最大化は個人にとっては合理的な選択原理かも知れないが功利主義はこの原理を社会にまで拡大適用してしまう

功利主義は個人間の差異を真剣に受け止めようとしない

（３）ロールズの正義論・社会契約論

・Justice as Fairness ／ Formal Justice, Veil of ignorance

・Two Principles of Justice : The first statement of the two principles reads as follows.

First: each person is to have an equal right to the most extensive basic liberty compatible with a similar liberty for others.

Second: social and economic inequalities are to be arranged so that they are both（a） resonably expected to be to everyone's advantage, and（b） attached to positions and offices open to all.(60)

(1)平等な自由の原理、(2a)格差原理、(2b)機会均等の原理

・経済的自由主義に対して政治的自由主義を擁護する（ムフ）

・リベラリズム（政治的自由主義、平等主義）

個人と共同体との関係性

善（特定の伝統に基づく）の理念に依存しない正義論の構築

相対主義や独断論を回避する

善に関する種々の競合する構想の多元性を尊重すること。正義の諸原理は、善に関するいかなる道徳的、宗教的ないし哲学的構想からも独立した形で導出されねばならない。

善(good)に対する正(right)の優位性

10．議論の組み立て

1)社会契約説に基づく形式的・手続き的な正義概念

2)原初状態の仮説・無知のヴェール

3)社会正義の基準（二つの原理）

平等な市民権と所得・富の分配が定める地位

4)正義の諸原理の正当性

11．契約が行われる原初状態（仮説）・無知のヴェール(Veil of ignorance)

・「正義の環境」（その下で人間の協力が可能になり、かつそれが必要とされる正常な状況）において討論されるべき正義の原理の形式的な条件

一般性、普遍性、公示性、順序づけ、最終性

・正義の環境におかれた当事者が知るべき情報の範囲

当事者間の差異は知られておらず、人々は等しく合理的で、類似した状況にあるため、各人は同じ論拠に基づいて正義の構想を確信することになる。原初状態での合意を、任意に選ばれたある一人の人間の観点から眺めることが出来る。彼らには、お互いの境遇をねたみや優越感を抱くことなく、各自の暮らし向きの改善だけを冷静に合理的に推進するという動機付けが付与される。

社会についての一般的な事実と情報は仮定するが、個別的な情報は各人にはわからないものとする。各人の選択が公平であるためには、各人が持つ特定の能力や才能、あるいは社会の中での特定の地位に依存する選択であってはならない。個別情報を伏せる。

・合理的選択

正義の原理を社会正義に対するマキシミン解（不確実な選択状況において最悪の事態を最大限改善する方策である「マキシミン・ルール」maximin rule、を採った場合の解答）と解釈する。

選択肢の中から特定のものが選ぶ場合、それぞれの選択肢を選んだときに想定される最悪の結果を比較し、その中で一番ましな選択肢を選ぶ。その結果、正義の二原理が合理的に選ばれる。2a の格差原理があることによって、自分が社会の中で最も不利な立場に置かれたとしても、その結果を受け入れらる。

↓

手続き的正義：社会の中での善悪の配分の問題が、正義の二原理にともなった手続きを遂行することによって、他の要因を考慮せずに決まる。正義の原理を満たす公平な社会体制においては、各人の行為の結果として生じた配分は、その体制と行為が正義の二原理を

満たしていれば、公平な手続きに従って生じたものであるから、正義にかなう。

cf.　功利主義：正義に先立つより基本的な目的（最大幸福）があって、それと事実関係に基づいて正義にかなった配分がきまる。

12．社会正義の基準

第一原理が第二原理に先行する。

問題は第二原理の解釈。

「全員の利益」：効率性原理（パレート最適）と格差原理

「全員に平等に開かれている」：才能に開かれた職業選択の平等と公正な機会均等

(1)それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

格差原理：個人間の比較は「どれほど多くの社会的基本財が入手できそうか」といった予想からなされる。この比較によって、最も不遇な立場にある代表的人物が識別できる。生まれつの才能の分配状態を共通の資産と見なし、この分配がもたらす便益を分かち合おうとする合意を表す（「友愛」の自然的な意味）

(2)公正な機会の均等という条件のもので、すべての人に開かれている職業や地位に付随するものでしかないこと。

13．正義論の正当化：反照的（反省的）均衡(reflective equilibrium)

体系的整合性と熟慮された価値判断(considered convictions)との調和

正義の二原理を核とする正義論全体の正しさは、問題の分野での「データ」を包括的に説明できるということから判断されねばならない。その「データ」にあたるのが、「熟慮された価値判断」である。これらすべて（少なくとも大部分）を包括し、一つに体系化できる規範的理論ができたら、その理論は正しいと見なす十分な理由がある。理論とデータとの突き合わせによってお互いを修正しあう入念な手続きの結果、全体的な調和が得られたら、この「反照的均衡状態」から、理論全体の正当化が得られる。

熟慮された価値判断（しっかりした道徳判断）

広く共有された道徳的確信や常識道徳を言語的に定式化した「処世の格言」などが含まれる。たとえば、「宗教上の不寛容や人種差別は、正義にもとる」という判断。

＜参考文献＞

１．寺崎峻輔他編『政治論の諸相』法律文化社。
２．内井惣七『自由の法則　利害の論理』ミネルヴァ書房。
３．John Rawls, *A Theory of Justice*（original edition), The Belknap Press, 1971.
『正義論』紀伊國屋書店。
, *Justice as Fairness. A Restatement*（ed. by Erin Kelly), The Belknap Press, 2001.
, *Political Liberalism*, Columbia University Press, 1993.
４．川本隆史　『現代倫理学の冒険――社会理論からネットワーキングへ――』創文社。
『ロールズ――正義の原理』講談社。
５．井上達夫　『他者への自由――公共性の哲学としてのリベラリズム――』創文社。
『共生の作法――会話としての正義――』創文社。

（４）契約と社会契約

・Covenant：民族から普遍・正義へ

・Contract：自然（自由・平等）から自由の制限によって市民社会的秩序へ

共同性の成立についての二つの構想